

# 本会議のあらまし

令和6年館林市議会第1回定例会は、3月1日から3月21日までの21日間の会期で開かれました。この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案も含め24件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。

## 人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
 Ⅱ人権擁護委員の奥澤京子さんが、本年6月30日をもって任期満了となるが、再推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
 Ⅱ人権擁護委員の服部覚さんが、本年6月30日をもって任期満了となるが、再推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

## 条例の制定

▽館林市犯罪被害者等支援条例Ⅱ犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復等を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

## 条例の改正

▽館林市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、用語の追加及び修正を行うため、

本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ国立大学法人法の一部改正に伴い、条ずれに対応するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市公園競技施設管理条例の一部を改正する条例Ⅱ城沼総合体育館の空調設備設置による光熱水費等の負担増に対応するため、同体育館の使用料の額を改定するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

(※本案は総務文教常任委員会において、賛成少数で否決すべきものと議決されています。)

▽館林市介護保険条例の一部を改正する条例Ⅱ主に、令和6年度から令和8年度までの保険料率を改定するため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成

多数で可決すべきものと議決されました。

▽館林市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

▽館林市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

▽館林市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

▽館林市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

Ⅱ以上、4議案については、それぞれ、関連する国の基準の一部改正に伴い、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示

に加え、ウェブサイトへの掲載及び公表を事業者に義務づけるなど、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、4議案とも、全員一致で可決されました。

## ◆追加議案

▽館林市税条例の一部を改正する条例Ⅱ地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、能登半島地震災害により、家財等の資産に生じた損失金額を令和6年度個人市民税において、雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

## その他の議案

▽群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてⅡ群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体間において、共同設置規約を変更する協議を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたもので、